

11 Q&A

【教育実習前に関する質問】

Q：実習先は出身校ですか？

A：実習先は出身校とは限りません。出身校も含めて、各自で実習を受け入れていただける実習校を探して個別に交渉してください。

Q：ガイダンス・説明会を公欠に当たる理由で欠席した場合は、どうなりますか？

A：説明会やガイダンスには、怠りなく出席しなければなりません。ただし、公欠もしくはこれに準ずる理由がある場合は、欠席を認め、後日再度フォローを行う場合がありますので、必ずガイダンス・説明会前に届け出てください。

Q：ガイダンス・説明会を無断で欠席した場合は、どうなりますか？

A：無断で欠席した場合、実習に行くことはできません。説明会やガイダンスには、怠りなく出席しなければなりません。社会のルールを守めることは、教職以外でも必要なことですが、教職という職業では、特に、生徒の範たることを求められます。教職を目指すなら、そのことを明確にわきまえてください。

【教育実習期間中に関する質問】

Q：実習期間と一般企業の採用面接日が重複してしまいました。どうしたらいいですか？

A：実習期間中の就職活動は、厳禁です。

【教育実習後に関する質問】

Q：実習終了後のお礼状は、実習先の誰に送ればよいのですか？ また、決まった様式や参考例はありませんか？

A：お礼状は自分の感謝の気持ちを表すものですので、誰に送ればよいか、どのような内容のものを送るかは、各自で考えてください。実習先全体を代表して校長先生宛、特にお世話になった実習担当の先生には必ず送ってください。内容については、失礼がないように手紙の基本形式を押さえた上で、実習を行っての感想・学んだことなどを含めながら、感謝の気持ちを述べてください。

【介護等体験に関する質問】

Q：高等学校の免許状のみ取得する場合、介護等体験は必要ないのですか？

A：必要ありません。小学校教諭免許状または中学校教諭免許状を取得する場合に限って、必要となります。

Q：介護等体験時の服装はどうしたらいいですか？

A：通勤はスーツで、体験用に着替え（動きやすいもの）を持って行ってください。
ただし、体験先から指示があった場合は、その指示に従ってください。

【教員職員免許状に関する質問】

Q：免許状の取得（予定）年月日は、いつになりますか？
免許状は、いつもらえるのですか？

A：本学が一括申請した免許状は卒業証書授与日に渡します。取得年月日は3月31日です。ただし、栄養教諭免許状は除きます。栄養教諭免許状の詳細は「教育職員免許状一括申請学内申込」で説明します。

Q：免許状は、大学が発行するのですか？
また、紛失した場合、再発行はできますか？

A：免許状は、各都道府県教育委員会が発行するものです。再発行については、教育委員会に問い合わせてください。本学で一括申請した場合の授与権者は、東京都教育委員会となります。

【その他】

Q：教員になるつもりはありませんが、免許状は取得したいです。
教職課程を履修しても問題ありませんか？

A：教員を目指さないのであれば、教職課程の履修は取りやめ、専門科目等に集中するようにしてください。教育実習期間と一般企業の就職活動期間とが重なるため、就職活動にも非常に大きな支障が生じることになります。また、教員を目指さない学生が教育実習に行くことは、実習先に多大な迷惑をかけることになります。教育職員免許状は、教師になりたいという強い意志と熱意とをもった人が取得する資格だと理解してください。